4
宅地建物取引士の知識及び能力の維持向上
宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこととした。（第一五条の三関係）
5
宅地建物取引業者による従業者の教育
宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならないこととした。（第三一条の二関係）
6
免許等に係る欠格事由等の追加
㈠　宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由として、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加することとした。（第五条第一項及び第六六条第一項関係）
㈡　宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由として、暴力団員等であることを追加することとした。（第一八条第一項及び第六八条の二第一項関係）
7
施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇労働安全衛生法の一部を改正する法律（法律第八二号）（厚生労働省）

1
外国登録製造時等検査機関等
㈠　登録製造時等検査機関に対する適合命令等に係る規定は、外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）について準用することとした。（第五二条の三関係）
㈡　厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が登録の欠格事由等に該当するに至ったとき等は、その登録を取り消すことができることとした。（第五三条第二項関係）
㈢　㈠及び㈡は、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関について準用することとした。（第五三条の三、第五四条及び第五四条の二関係）

2
表示義務の対象物及び通知対象物について事業者の行うべき調査等
㈠　事業者は、第五七条第一項に規定する表示義務の対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならないこととした。（第五七条の三第一項関係）
㈡　事業者は、㈠による調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第五七条の三第二項関係）
㈢　厚生労働大臣は、㈠及び㈡による措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、この指針に従い、事業者等に対し、必要な指導等を行うことができることとした。（第五七条の三第三項及び第四項関係）
3
心理的な負担の程度を把握するための検査等
㈠　事業者は、労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないこととした。（第六六条の一〇第一項関係）
㈡　事業者は、㈠による検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならないこととした。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないこととした。（第六六条の一〇第二項関係）
㈢　事業者は、㈡による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならないこととした。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第六六条の一〇第三項関係）
㈣　事業者は、㈢の面接指導の結果を記録し、それに基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならないこととした。（第六六条の一〇第四項及び第五項関係）
㈤　事業者は、㈣の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければならないこととした。（第六六条の一〇第六項関係）
㈥　厚生労働大臣は、㈤により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができることとした。（第六六条の一〇第七項及び第八項関係）
㈦　国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、㈡により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めることとした。（第六六条の一〇第九項関係）
㈧　㈡の検査又は㈢の面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないこととした。（第一〇四条関係）
㈨　産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場についての㈠から㈦までの適用については、当分の間、㈠のうち「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とすることとした。（附則第四条関係）
4
受動喫煙の防止
㈠　事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めることとした。（第六八条の二関係）
㈡　国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めることとした。（第七一条第一項関係）

5
事業場の安全又は衛生に関する改善措置等
㈠　厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができることとした。（第七八条第一項関係）
㈡　事業者は、改善計画を作成しようとする場合には、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見を聴かなければならないこととした。（第七八条第二項関係）
㈢　㈠の事業者及びその労働者は、改善計画を守らなければならないこととした。（第七八条第三項関係）
㈣　厚生労働大臣は、改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるときは、事業者に対し、当該改善計画を変更すべきことを指示することができることとした。（第七八条第四項関係）
㈤　厚生労働大臣は、㈠又は㈣に規定する指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合等において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。（第七八条第五項関係）
㈥　厚生労働大臣は、㈤の勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第七八条第六項関係）
6
計画の届出の廃止
第八八条第一項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止することとした。（第八八条第一項関係）
7
電動ファン付き呼吸用保護具
㈠　電動ファン付き呼吸用保護具を、その譲渡等に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないもの及びその製造等に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式検定を受けなければならないものに追加することとした。（別表第二第一六号及び別表第四第一三号関係）